



※放影研HPより

広島県における 全国がん登録の実施体制について

令和7年6月27日(金)

広島県 健康福祉局
健康づくり推進課 がん予防グループ
主事 塚本 つぐみ

全国がん登録

平成25年12月 「がん登録等の推進に関する法律」が成立
平成28年1月 施行

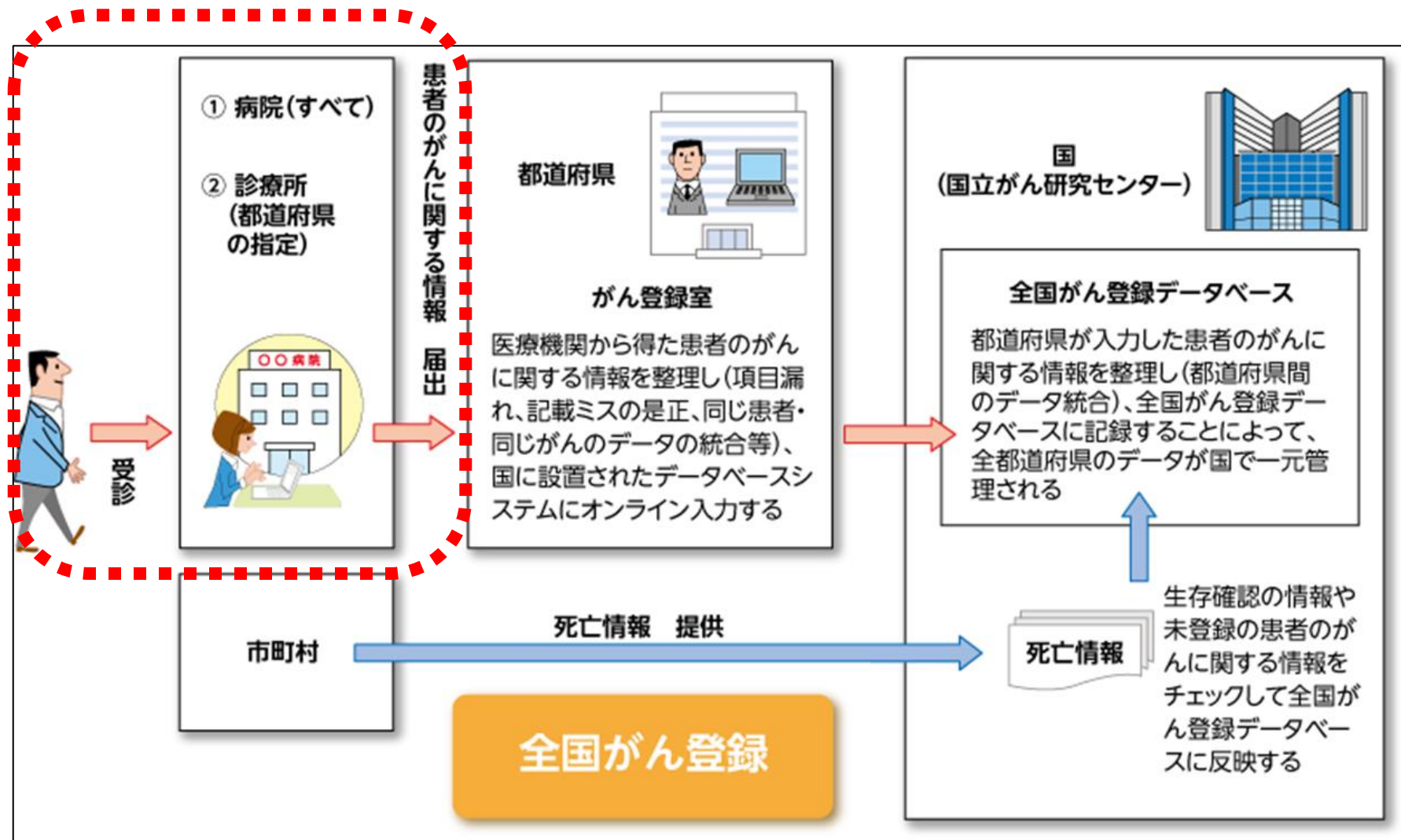
【目的】(法第1条から抜粋)

- ・ がん医療やがん検診の質の向上
- ・ がん予防の推進
- ・ これらに関する国民への情報提供の充実

こうしたがん対策を、科学的知見に基づき実施し、一層の充実に資するために

がんの罹患、診療、転帰等の状況の把握
及び分析その他のがんに係る調査研究を推進する。

広島県における全国がん登録の実施体制



※国立がん研究センターがん情報サービスから引用

病院等による届出（誰が、何を）

■ポイント1: 誰が届出をしなければならないのか？

- 病院には例外なく届出義務がある。（法第6条第1項）
- 県知事により指定された診療所には届出義務がある。（法第6条第2項）

■ポイント2: 何を届出しなければならないのか？

- 法第6条第1項に定める情報を届け出る必要がある。

【参考】法第6条第1項から抜粋

- 一 当該がんに罹患した者の氏名、性別、生年月日及び住所
- 二 当該病院等の名称その他当該病院等に関し厚生労働省令で定める事項
- 三 当該がんの診断日として厚生労働省令で定める日
- 四 当該がんの種類に関し厚生労働省令で定める事項
- 五 当該がんの進行度に関し厚生労働省令で定める事項
- 六 当該がんの発見の経緯に関し厚生労働省令で定める事項
- 七 当該病院等が行った当該がんの治療の内容に関し厚生労働省令で定める事項
- 八 当該がんに罹患した者の死亡を確認した場合にあっては、その死亡の日
- 九 その他厚生労働省令で定める事項

病院等による届出(いつまでに)

■ポイント3:いつまでに届出をしなければならないのか？

→ **厚生労働省令**で定める期間内に、届け出なければならない。
(法第6条第1項)



★省令「がん登録等の推進に関する法律施行規則」第10条(届出を行う期間)から抜粋

「省令で定める期間は、当該がんの診断日の
翌年の12月31日までとする。」

【例】

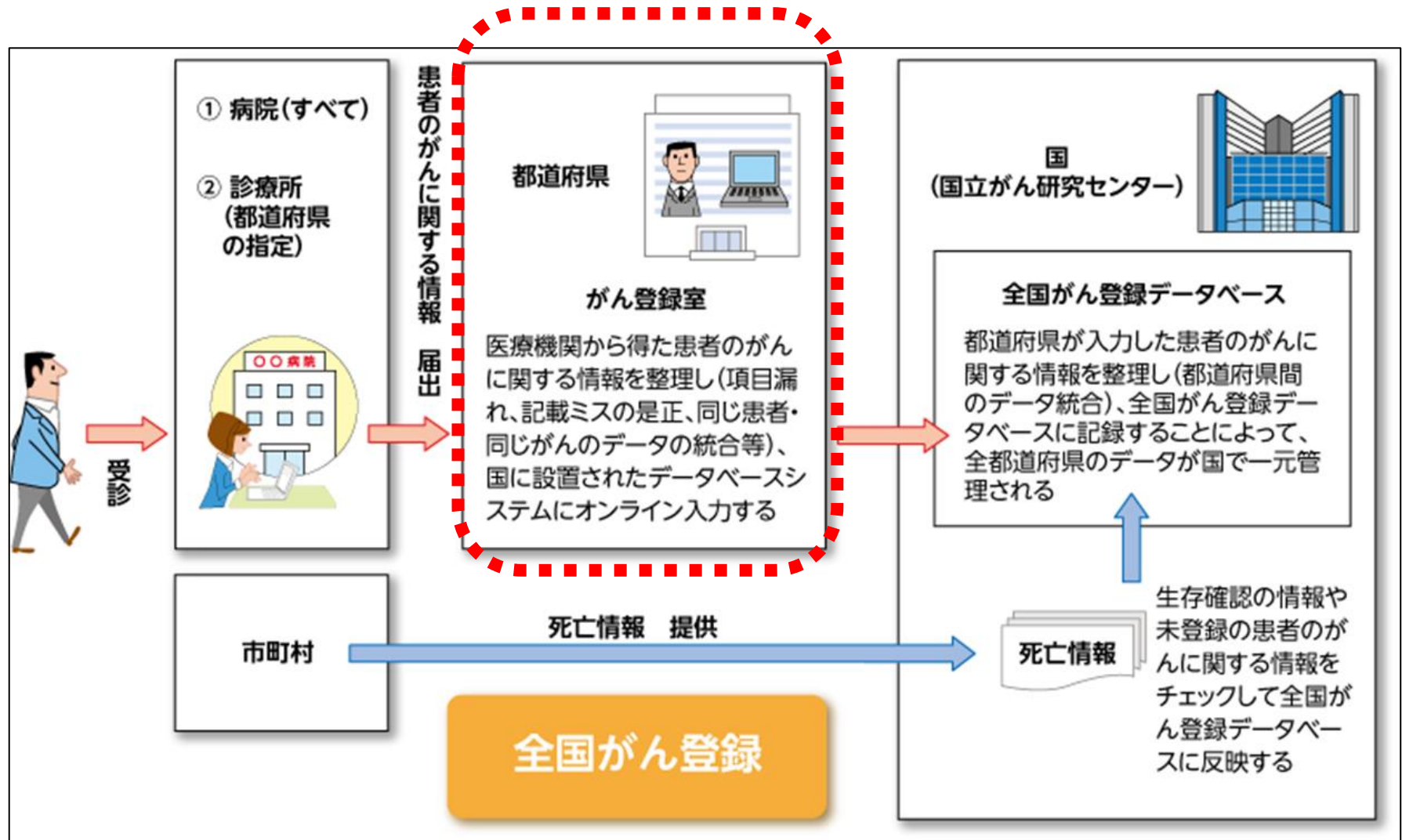
診断日	届出期限
2024年1月10日	2025年12月31日
2024年12月25日	
2025年12月30日	2026年12月31日
2026年1月5日	2027年12月31日

広島県は届出推奨時期を設けています。詳細は県HPでご確認ください。

【URL】[全国がん登録 - 広島がんネット | 広島県](https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/gan-net/taisaku-gantouroku-zenkoku.html)

[\(https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/gan-net/taisaku-gantouroku-zenkoku.html\)](https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/gan-net/taisaku-gantouroku-zenkoku.html)

広島県における全国がん登録の実施体制



※国立がん研究センターがん情報サービスから引用

広島県がん登録室の体制

■全国がん登録における広島県の主な役割

- 県内の病院等から届出がされた情報について審査及び整理を行い、全国がん登録データベースに記録されるべき登録情報を国に提出（法第8条第1項）
- がんに係る調査研究を行う者などからの申出等に基づくがん登録情報の提供（法第19条～第21条）



「広島県がん登録室」で実施

しかし、実施に当たっては、高度な医療知識や統計・解析能力、及び設備や人的資源が必要。そこで…

広島県がん登録室の体制

広島県 → 公益財団法人放射線影響研究所 に委託

■委託に関する規定

当該都道府県知事の権限及び事務を行うのにふさわしい者として政令で定める者に、これらの権限及び事務を行わせることができる。
(法第24条)



・がん医療等に科学的知見を有する者(省令第8条)

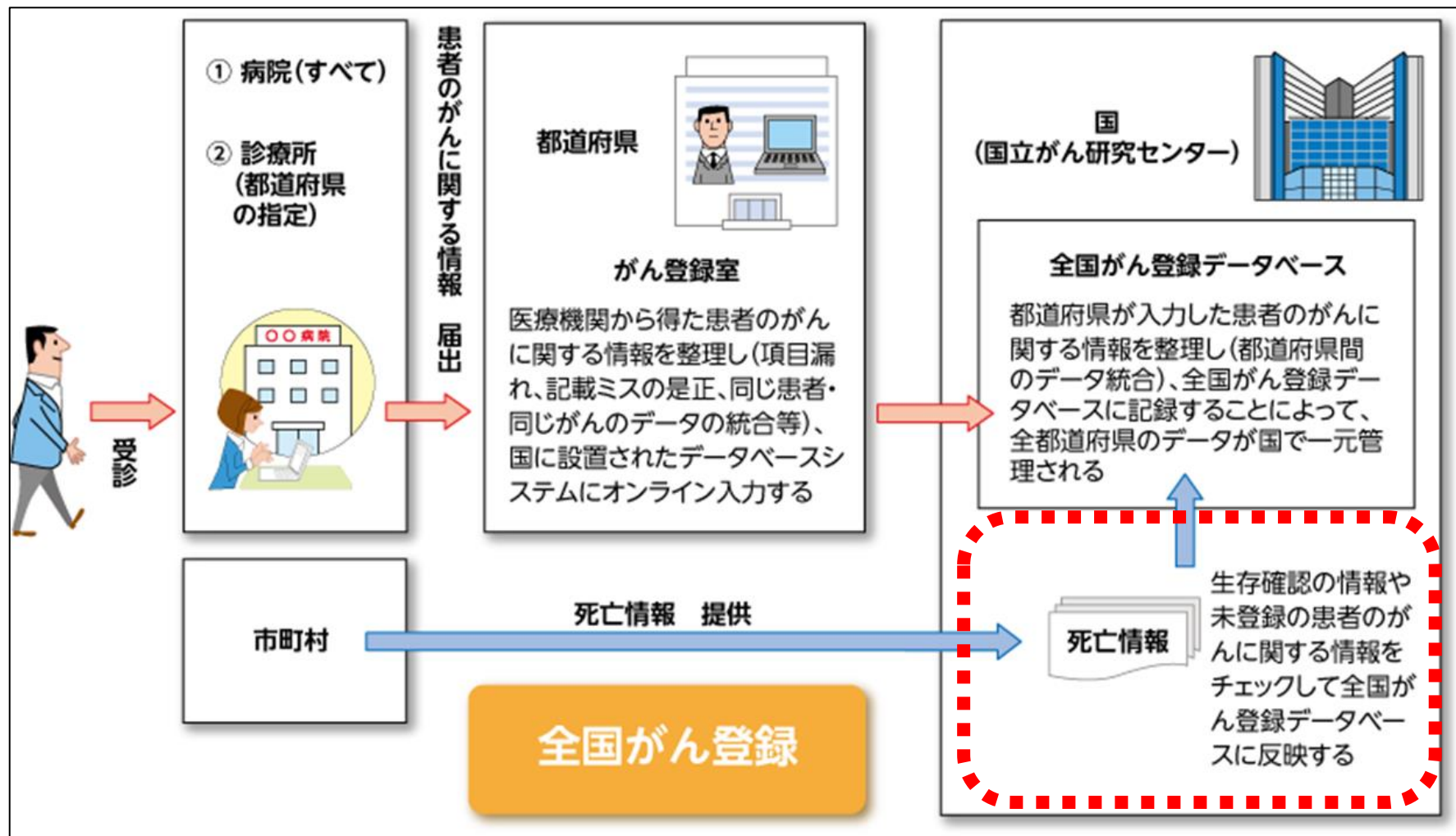
※知事の附属機関「がん対策推進委員会」に
意見聴取の上、委託先を決定



※放影研HPより

本県では、地域がん登録における入力・集計・解析業務等を受託し、誠実に担ってきた放射線影響研究所に委託。

広島県における全国がん登録の実施体制



※国立がん研究センターがん情報サービスから引用

遡り調査

■生存確認情報のデータベースへの記録

- 国では、市町村から提出された死亡者情報票（氏名、生年月日、死亡日、死因、死亡診断書の作成に係る病院等の名称など）と、がん登録情報を照合し、生存確認情報を記録します。（法第12条）

死亡者情報票によって初めて判明したがん（がん登録されていない）

「遡り調査」を実施（法第14条）

■県は、当該病院等に対して、登録の誤りや漏れなどが無いか確認の協力を求めます。（法第16条に基づく協力の要請）

■令和7年8月～9月末頃に 2022年・2023年死亡症例の遡り調査を実施予定です。

全国がん登録の精度

■DCO(Death Certificate Only)とは？

→ がん登録において、死亡情報のみで登録された患者のこと。DCO%が低いほど計測された罹患数の信頼性が高いとみなされる。**国際的ながん登録の水準では、DCOは10%以下であることが求められている。**

	DCO(%)
広島県	1.45
全国	1.97

※2021年全国がん登録罹患数・率―都道府県一覧―精度指標から抜粋

全国がん登録の精度向上・維持のため
「遡り調査」は非常に重要な調査です。
引き続きご協力よろしくお願いします。

遡り調査での留意事項

■届いた遡り調査票を誤って廃棄・紛失することがないように、ご注意ください。

→調査票は再発行ができません。
個人情報が含まれていますので、取扱いには特にご注意ください。

→遡り調査において、特に各項目へ記載する必要がないパターンであったとしても、返送は必要です。

■御不明点があれば、お問い合わせください。

☒ 全国がん登録遡り調査票①		0000000001
死亡診断書のがんについて		
①病院等の名称	13009_東京都_病院	
②診療録番号	1 2 3 4 5 (全半角16文字)	
③カナ氏名	シ コクリツ (金角カナ10文字)	メイ タロウ (金角カナ10文字)
④氏名	氏 国立 (金角10文字)	名 太郎 (金角10文字)
⑤性別	☒ 1. 男性 ☐ 2. 女性	
⑥生年月日	☒ 0. 西暦 ☐ 1. 明 ☐ 2. 大 ☐ 3. 昭 ☐ 4. 平 ☐ 5. 令 1990 年 5 月 31 日	
⑦診断時住所	都道府県選択 東京都 (全半角40文字) 市区町村以下 中央区築地	
腫瘍の種類	⑧側性	☐ 1. 右 ☐ 2. 左 ☐ 3. 両側 ☐ 7. 側性なし ☐ 9. 不明
	⑨原発部位	<死亡票に記載の通り変更なし>
	⑩病理診断	<死亡票に記載の通り変更なし>
診断情報	⑪診断施設	☒ 1. 自施設診断 ☐ 2. 他施設診断
	⑫治療施設	☐ 1. 自施設で初回治療をせず、他施設に紹介またはその後の経過不明 ☒ 2. 自施設で初回治療を開始 ☐ 3. 他施設で初回治療を開始後に、自施設に受診して初回治療を継続 ☐ 4. 他施設で初回治療を終了後に、自施設に受診 ☐ 8. その他
	⑬診断根拠	☒ 1. 原発巣の組織診 ☐ 2. 転移巣の組織診 ☐ 3. 細胞診 ☐ 4. 部位特異的腫瘍マーカー ☐ 5. 臨床検査 ☐ 6. 臨床診断 ☐ 9. 不明
	⑭診断日	☐ 0. 西暦 ☐ 4. 平 ☐ 5. 令 年 月 日
	⑮発見経緯	☒ 1. がん検診・健康診断・人間ドックでの発見例 ☐ 3. 他疾患の経過観察中の偶然発見 ☐ 4. 剖検発見 ☐ 8. その他 ☐ 9. 不明
進行度	⑯進展度・治療前	☒ 400. 上皮内 ☐ 410. 限局 ☐ 420. 領域リンパ節転移 ☐ 430. 隣接臓器浸潤 ☐ 440. 遠隔転移 ☐ 777. 該当せず ☐ 499. 不明
	⑰進展度・術後病理学的	☒ 400. 上皮内 ☐ 410. 限局 ☐ 420. 領域リンパ節転移 ☐ 430. 隣接臓器浸潤 ☐ 440. 遠隔転移 ☐ 660. 手術なし・術前治療後 ☐ 777. 該当せず ☐ 499. 不明
初回治療	⑱外科的	☒ 1. 自施設で施行 ☐ 2. 自施設で施行なし ☐ 9. 施行の有無不明
	⑲鏡視下	☒ 1. 自施設で施行 ☐ 2. 自施設で施行なし ☐ 9. 施行の有無不明
	⑳内視鏡的	☒ 1. 自施設で施行 ☐ 2. 自施設で施行なし ☐ 9. 施行の有無不明
	㉑観血的治療の範囲	☒ 1. 腫瘍遺残なし ☐ 4. 腫瘍遺残あり ☐ 6. 観血的治療なし ☐ 9. 不明
	㉒放射線療法	☐ 1. 自施設で施行 ☒ 2. 自施設で施行なし ☐ 9. 施行の有無不明
	㉓化学療法	☐ 1. 自施設で施行 ☒ 2. 自施設で施行なし ☐ 9. 施行の有無不明
その他治療	㉔内分泌療法	☐ 1. 自施設で施行 ☒ 2. 自施設で施行なし ☐ 9. 施行の有無不明
	㉕その他治療	☐ 1. 自施設で施行 ☒ 2. 自施設で施行なし ☐ 9. 施行の有無不明
⑳死亡日	☒ 0. 西暦 ☐ 4. 平 ☐ 5. 令 2018 年 1 月 2 日	
備考	死亡票に記載の原発部位：脳、脊髄、脳神経その他の中枢神経系/大脳 死亡票に記載の病理診断：良性腫瘍 (全半角128文字)	

がん登録情報の利活用

全国がん登録
広島県がん情報集計報告書
(令和 2 年集計)

広島県のがん情報について
報告書にまとめ、
県のがん情報サポートサイト
「**広島がんネット**」で公開
しています！

【URL】広島がんネットーがん登録ー全国がん登録
[https://www.pref.hiroshima.lg.jp/
site/gan-net/taisaku-gantouroku-
zenkoku.html#houkoku](https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/gan-net/taisaku-gantouroku-zenkoku.html#houkoku)



がん登録情報の利活用



広島がんネットを通じて、全国がん登録による集計データを公開し、本県のがんに関する情報を県民に対して広く提供。

【URL】広島がんネットーがんを知るーがんを取り巻く現状

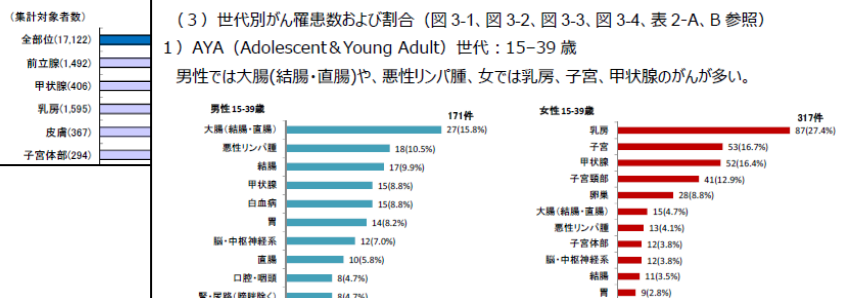
<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/gan-net/ganwoshiru-genjou.html>



3. 5年相対生存率（平成24年（2012）診断）

平成24年（2012）診断患者における、全がんの5年相対生存率は66.1%であった。

部位別の5年相対生存率は、前立腺、甲状腺、乳房が90%以上、皮膚、子宮体部、喉頭で80%以上高かった。また、子宮頸部、大腸、膀胱70%台、悪性リンパ腫、胃、腎・尿路、口腔・咽頭、卵巣60%台、多発性骨髄腫50%台、食道、肺が40%台、白血病、肝および肝内胆管が30%台、脳・中枢神経系、胆のう・胆管は20%台、膵臓は13.2%と低くなっていた。（図11、図12、図13、表12参照）



報告書の集計データ等は、県のがん対策推進計画の進捗状況の把握や、がん患者向け事業の事業規模の試算などに活用。

がん登録情報の提供

調査研究者や病院等に対するがん登録情報の提供も行っています。

■ 調査研究者への提供（法第21条第8項、第9項）

- ・広島県がん情報、匿名化が行われた広島県がん情報等を提供可能
- ・年3回の定期審査

■ 病院等への提供（法第20条）

- ・自施設から届出を行ったがん情報（生存確認情報及び附属情報に限る）を提供可能
- ・基本的には審査不要（随時の提供）

■ 現在は、2021年診断情報までの提供が可能です。

調査研究者への提供（法第21条第8項、第9項）について

■ 審査スケジュール

	申出期限 ※ 1 か月前までに要事前相談	審査時期	提供時期の目安
第 1 回	5 月 3 1 日	6 月ごろ	7 月ごろ
第 2 回	9 月 3 0 日	1 0 月ごろ	1 1 月ごろ
第 3 回	1 月 3 1 日	2 月ごろ	3 月ごろ

※申請には、1か月前までに事前相談が必要です！

詳細は県HPをご覧ください。【URL】<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/gan-net/taisaku-gantouroku-zenkoku.html#teikyou>

病院等への提供(法第20条)について

【利用可能な情報】

自施設から届出を行ったがん情報(生存確認情報及び附属情報に限る)

【利用例】

- ・院内がん登録システム内の情報更新
- ・がんに係る調査研究
- ・院内がん情報の公表
- ・院内がん登録全国集計における国立がん 研究センターへの提供
- ・多施設共同研究等による自施設以外の者(第三者)へ情報提供 ※
- ・カルテへの転記 ※

※生存確認情報そのものの提供・転記は認められないが、
一定の加工を施すことで、提供・転記が可能に。(R7.4月～)

第三者提供やカルテへの転記について

■これまでの運用

現状・課題

がん登録推進法の規定により情報の提供を受けた者は、がん登録推進法上、安全管理措置や保有期間制限等の義務規定があり、提供を受けた情報の厳格な管理が求められている。現行の運用においては、法第20条の規定により提供を受けた情報（生死の別／生存最終確認日・死亡日及び死因）を診療録に転記することや学会（第三者）が管理するデータベースに転用すること等が認められていない。

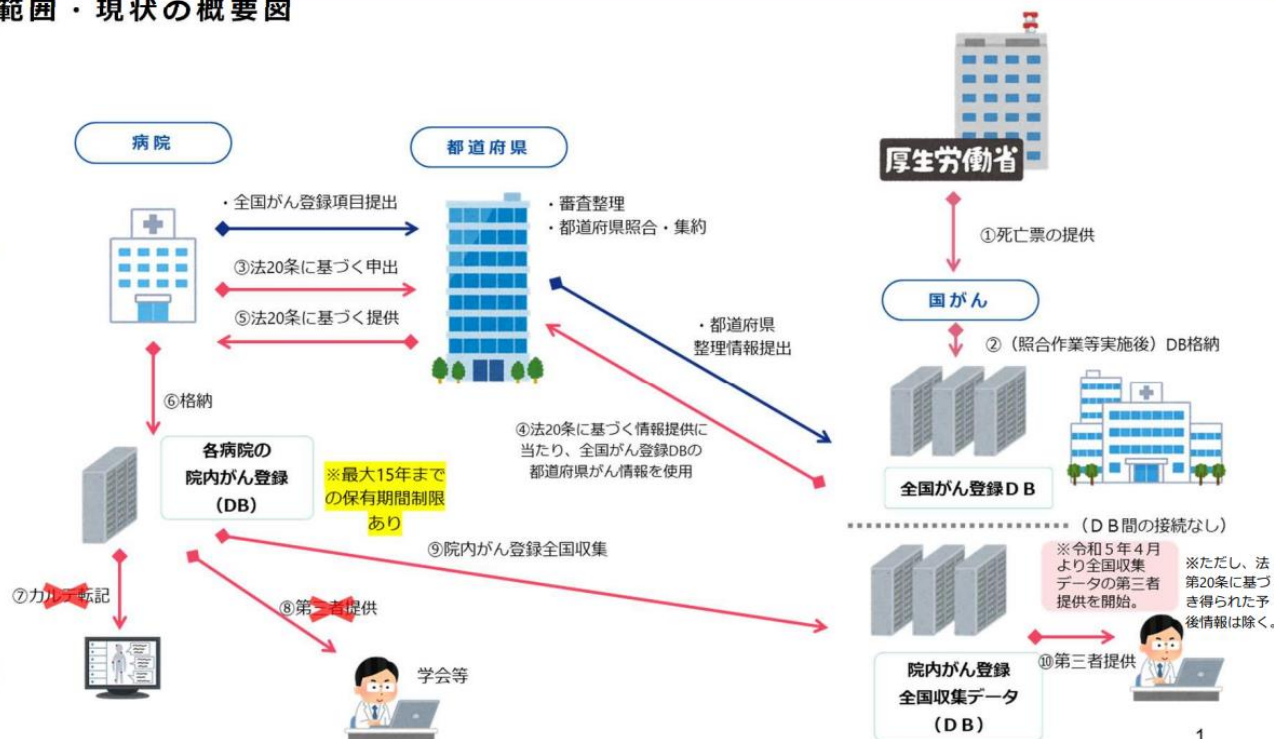
現行の法第20条提供情報の利用範囲・現状の概要図

管理規定

- ・ 個人情報保護法
- ・ がん登録推進法 第30条～第34条
- ・ 院内がん登録の実施に係る指針

利用範囲

- 院内がん登録DBへの格納可
- × 15年を超す期間の保有
- × 診療録への転記不可
- × 第三者提供（再提供）不可



第三者提供やカルテへの転記について

令和7年4月に、「全国がん登録 情報の利用マニュアル(第1版)」が作成され、**法第20条**により提供を受けた情報の利用例の記載や**取扱いの見直し**が実施された。

情報の利用マニュアル (第1版)第7.4 【病院等における利用例】	情報の利用マニュアル(第1版) 第16 提供を受けた情報の取扱い
院内がん登録システム内 の情報更新	生存確認情報を利用可能 (生死の別及び最終生存確認日又は生死の別、死亡日及び原因死)
がんに係る調査研究	
院内がん情報の公表	
院内がん登録全国収集 における国立がん研究セ ンターへの提供	

第三者提供やカルテへの転記について

令和7年4月に、「全国がん登録 情報の利用マニュアル(第1版)」が作成され、**法第20条**により提供を受けた情報の利用例の記載や**取扱いの見直し**が実施された。

情報の利用マニュアル (第1版)第7.4 【病院等における利用例】	情報の利用マニュアル(第1版) 第16 提供を受けた情報の取扱い
多施設共同研究等による 自施設以外の者(第三者)へ情報提供	生存確認情報に一定の加工を施すことで可能 ・ 病院等は、診断日等と最終生存確認日(死亡日)の差から得られる期間(日数)に加工する。(例:最終生存確認日(死亡日)－診断日⇒152日) ・ 病院等は、病院等から提供を受ける者において当該期間から最終生存確認日(死亡日)を復元できないよう、診断日等を併せて提供しない。 ・ 病院等から提供を受ける者は、診断日等を保有している場合、当該期間から最終生存確認日を復元できないよう、当該診断日等の「日」の情報を削除する(例:2024年3月11日⇒2024年3月)。 ・ 病院等から提供を受ける者は、診断日等を新たに入手してはならない。 ・ 病院等は、原死因を「がんによる死亡」又は「がん以外の死亡」に置換する。 (例:原死因が胃がん⇒「がんによる死亡」、原死因が心不全⇒「がん以外の死亡」)
カルテへの転記	生存確認情報そのものの転記は現段階では認められない 一定の加工を施した情報 の転記は可能

全国がん登録に関する問い合わせ先

【届出内容に関すること】

広島県がん登録室(放射線影響研究所内)

082-261-5160

【オンラインシステムの申請・不具合に関すること】

国立がん研究センターがん情報サービス

03-4216-3943(がん登録センター管理室)

<https://entry.gtoll.ncc.go.jp/questions/create> (専用問い合わせフォーム)

※問い合わせの前に一度、広島県がん登録室に相談してください。

【その他に関すること】

広島県 健康福祉局 健康づくり推進課

082-513-3063(ダイヤルイン)

ご清聴ありがとうございました。